

令和4年度

広島県立尾道北高等学校入学者選抜（Ⅱ）、選抜（Ⅲ）及び 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜実施要項

広島県立尾道北高等学校
〒722-0046 尾道市長江三丁目7番1号
電話 0848-37-6106

[選抜の趣旨及び方針]

入学者の選抜は、令和4年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針及び令和4年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項に基づき、広島県立尾道北高等学校（以下「本校」という。）における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

1 選抜（Ⅱ）

1 課程、学科、募集定員枠、学区

課程	学科	募集定員枠	学区
全日制	総合学科	入学定員（200人）から選抜（Ⅰ）に係る入学確約書を提出した者の数を除いた人数	広島県一円

2 学科の目標

本校では、中学校における教育の基礎を踏まえ、心身の発達に応じて、普通教育・専門教育を行うことを目的とする。

3 出願資格

次の（1）～（5）までのいずれかに該当する者が出願できる。

- （1）中学校を卒業した者
- （2）令和4年3月に中学校を卒業する見込みの者
- （3）学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- （4）令和4年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者
- （5）日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和4年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和4年3月31日までに満15歳以上に達する者

4 出願

（1）期間

受付期間は日曜日、土曜日、2月23日を除く。受付時間は9時から16時までとする。（ただし、12時15分から13時00分までの間を除く。）

ア 入学願書（様式第1号） 令和4年2月15日（火）から2月18日（金）正午まで

志願者が卒業又は在学している中学校の校長（以下「出身中学校長」という。）が、郵便により提出する場合には、志願者名簿1部を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、2月17日（木）までに必着するよう提出すること。

イ 入学者選抜願（様式第2号） 令和4年2月21日（月）から2月24日（木）正午まで

出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない場合にのみ認める。その場合においては、受検票を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、2月22日（火）までに必着するよう提出すること。

ウ 調査書等 令和4年2月21日（月）から2月25日（金）正午まで

出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない場合にのみ認める。その場合においては、簡易書留郵便により、2月24日（木）までに必着するよう提出すること。

なお、いずれの場合も、出身中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

(2) 手続

ア 志願者

(ア) 志願者は、次の a 及び b の書類に必要事項を記入し、a から c までの書類等を出身中学校長を経由して本校校長に提出すること。ただし、中学校卒業後 5 年を超える者については、a の書類及び卒業証明書を(1)アの期間内に、b 及び c の書類等を(1)イの期間内に、本校校長に直接持参により提出するものとする。

- a 入学願書（様式第 1 号）
- b 入学者選抜願（様式第 2 号）及び受検票（様式第 3 号）
- c 入学者選抜料（2,200円）

広島県教育委員会の定める方法により納付すること。

「（全日制）広島県立高等学校入学者選抜料納付書」により納付書に記載された広島県指定金融機関等で納付した際に受け取る「（全日制）広島県立高等学校入学者選抜料領収控」（領収印のあるもの）を入学者選抜願（様式第 2 号）に貼ること。

※ 納付に当たっては、「（全日制）広島県立高等学校入学者選抜料納付書」（上部が赤色のもの）の原本を使用し、コピーは使用しないこと。

(イ) 志願者で、英語の実音聴取による受検が困難な者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者は、入学者選抜に関する特別措置願（様式第 4 号）を入学者選抜願に添付すること。

(ウ) 志願者で、点字検査用紙を必要とする者は、入学者選抜に関する特別措置願（様式第 4 号）を令和 3 年 12 月 1 日（水）までに広島県教育委員会に提出し許可を得ること。

(エ) 志願者で、発達障害を理由に特別措置を希望する者は、入学者選抜に関する特別措置願（様式第 4 号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和 4 年 1 月 5 日（水）までに広島県教育委員会に提出し許可を得ること。

(オ) 志願者で、不登校等特別の事情のある者は、自己申告書（様式第 18 号）を本人が記入し、提出することができる。なお、中学校卒業見込者及び卒業後 5 年以内の者については、封をした上で、出身中学校長を経由して提出すること。中学校卒業後 5 年を超える者については、入学者選抜願とともに、(1)イの期間内に本校校長に直接持参により提出すること。

(カ) 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。（(4)を参照）

イ 出身中学校長

(ア) 出身中学校長は、志願者の提出した入学願書、入学者選抜願及び受検票の記載事項等に誤りのないことを確かめて、次の a、b 及び c をそれぞれ所定の期間内に提出すること。

- a 入学願書（様式第 1 号）
- b 志願者名簿 2 部（様式第 13 号）
- c 入学者選抜願（様式第 2 号）及び受検票（様式第 3 号）
入学者選抜料（2,200円）を納付していることを確認すること。

(イ) 出身中学校長は、次の a から c までの調査書等を作成し、所定の期間内に本校校長に提出すること。ただし、令和 3 年 3 月以前の卒業者については、次の b 及び c の書類は提出しなくてよい。

- a 施行規則第 78 条の規定による志願者の調査書（様式第 8 号）
- b 第 3 学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第 10 号）
- c 評定（成績評点）集計表（様式第 12 号）

(ウ) 出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、これを調査書等とともに本校校長に提出すること。

【注意】① 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。
また、選抜（Ⅱ）と同日に実施する帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜及

び特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

② 入学者選抜願を提出しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(3) 志願者数の公表

公表内容	公表日時	公表場所
2月18日（金）正午現在の志願者数	2月18日（金）16時	本校事務室前 及び本校ホームページ
2月21日（月）16時現在の志願者数	2月21日（月）16時30分	
2月22日（火）16時現在の志願者数	2月22日（火）16時30分	
2月24日（木）正午の志願者数	2月24日（木）16時	

(4) 県外等からの出願

ア 教育委員会の許可を必要とする場合

次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する者は、入学願書提出前に、広島県教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

（ア）広島県立高等学校学則第13条第4項の規定により県立高等学校を志願する者。

（イ）出願時において、保護者の住所が広島県外にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者。

（ウ）**1**3（5）により出願する者。

（エ）その他（イ）に準ずる者。

a 提出書類 広島県公立高等学校入学者選抜実施要項95ページ別表第1による。

b 提出期間 令和3年12月13日（月）から令和4年1月7日（金）正午まで

（ただし、日曜日、土曜日及び12月29日から1月3日の期間を除く。）

なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、1月6日（木）までに必着するよう提出すること。

c 県外等からの出願許可願の提出先

提出先	提出先住所
広島県教育委員会事務局 学びの革新推進部高校教育指導課	〒730-8514 広島市中区基町9-42

d 結果の通知 出身中学校長に通知する。

e bの提出期限後に、保護者の転勤等が生じたことによって教育委員会の県外等からの出願許可が必要となる志願者は、bの提出期限を2月17日（木）正午までとし、入学願書等の提出期限は2月24日（木）正午までとする。

なお、その後は前居住地の高等学校に合格後、転入学試験を受験することができる。

イ 教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が令和4年2月15日（火）現在単身赴任などで広島県内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校長意見書（様式第31号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付して、入学願書受付期間内に本校校長に提出すること。（ただし、選抜（Ⅰ）の実施要項の4出願手続（5）県外等からの出願イにより本校選抜（Ⅰ）を受検し、入学許可内定者とならなかった者が、選抜（Ⅰ）の出願後も保護者の住所に変更がなく、本校に出願する場合は、選抜（Ⅱ）の出願書類を持参した者を通して、志願者が選抜（Ⅰ）で選抜（Ⅰ）の実施要項の4出願手続（5）県外等からの出願イにより受検している旨を本校校長に申し出る。郵便により提出する場合には、出身中学校長は電話によりその旨を本校校長に申し出る。）

ウ 県外等からの出願許可を受けて選抜（Ⅰ）を受検し、入学許可内定者とならなかった者及び併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜を受検し、合格者とならなかった者（合格者となったが、入学を辞退した者を含む。）が、選抜（Ⅱ）で本校を受検する場合の県外等からの出願に係る取扱いは次のとおりとする。（ただし、選抜（Ⅰ）、併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜で県外等か

らの出願許可を受けた際の住所を変更する場合は、2月14日（月）正午までに必要書類を広島県教育委員会に提出し、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。）

(ア) 選抜（Ⅰ）で本校に出願した場合

選抜（Ⅱ）の出願書類を持参した者を通して、志願者が選抜（Ⅰ）で県外等からの出願許可を受けている旨を本校校長に申し出る。郵便により提出する場合には、出身中学校長は電話によりその旨を本校校長に申し出る。

(イ) 選抜（Ⅰ）、併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜で本校と異なる高等学校に出願した場合

県外等からの出願許可書の写しを入学願書に添付して、入学願書受付期間内に本校校長に提出する。

(5) 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校、課程又は学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）の志願変更を次により行うことができる。なお、入学願書の取下げ後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科に再び出願することはできない。また、入学者選抜願の提出後は入学願書の取下げはできない。（（4）ア eにより県外等から入学願書を提出する者が、2月18日（金）正午までに入学願書が提出できなかった場合は、志願変更はできない。）中学校卒業後5年を超える者については、次のイの手続は、出身中学校長を経由せずに行うこととする。

ア 期間

入学願書取下げ及び再提出期間 令和4年2月21日（月）から2月24日（木）正午まで

【注意】郵便による取下げ（本校からの返却）及び再提出はできない。

イ 手続

(ア) 志願変更を希望する者は、志願変更願（様式第19号）に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出する。

(イ) 再提出をする者は、出身中学校を経由して返却された入学願書（県外等からの出願許可書（選抜（Ⅰ）、併設型高等学校入学者選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜で本校と異なる高等学校に出願した場合は、県外等からの出願許可書の写し）を含む。）の高等学校名等変更すべき箇所を訂正（朱書）し、（2）アの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

(ウ) 広島県公立高等学校入学者選抜実施要項第1-2-(2)-オ（イ）により選抜（Ⅰ）と同一の高等学校に入学願書を提出した後、本校に志願を変更する場合には、出身中学校長意見書、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付し、（2）のアの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

(エ) 広島県公立高等学校入学者選抜実施要項第1-2-(2)-オ（ウ）aにより入学願書を提出した後、本校に志願を変更する場合には、県外等からの出願許可書の写しを入学願書に添付し、（2）アの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

(オ) （4）アの県外等からの出願許可を受けて本校へ入学願書を提出した後、志願変更を希望する者が、当初許可を受けた際の住所を変更する場合には、2月21日（月）正午までに必要書類を広島県教育委員会へ提出し、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。

(カ) 出身中学校長

a 出身中学校長は、志願者から提出された志願変更願の記載事項に誤りがないことを確認の上、志願先高等学校長にこれを提出し、志願変更をする者の入学願書（県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書（（4）ウ（イ）により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書の写し）を含む。）を受け取り、志願変更をする者に返却する。

b 出身中学校長は、再提出された入学願書（県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書（（4）ウ（イ）により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書の写し）を含む。）を（2）イの手続に準じて、所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出する。

5 一般学力検査等

- (1) 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。
- (2) 実施期日、教科及び時間割等

3月7日(月)			3月8日(火)		
時 限	時 刻	検査教科等	時 限	時 刻	検査教科等
	8:50	集合・注意	8時30分から8時50分の間に各自検査場に入り、着席して待つ。		
第1時限	9:30 10:20	国 語	第1時限	9:00 9:50	理 科
第2時限	10:40 11:30	社 会	第2時限	10:10 11:00	英 語
第3時限	11:50 12:40	数 学	11:20～		過年度卒業 志願者面接

- (3) 受検場所 本校
- (4) 携行品 ①受検票、②鉛筆・シャープペンシル(和歌や格言等が書いてあるものは不可)、③鉛筆削り、④消しゴム、⑤定規(分度器のついたもの、三角定規は不可)、⑥時計(辞書、計算、端末等の機能があるもの等は不可)、⑦ティッシュ(袋又は箱から中身だけ取り出したもの)
また、①から⑦についても、検査問題の解答上有利と考えられるものは携行できない。
なお、第1時限の検査開始前に検査場内に携帯電話等持込みを認められていないものを持ち込んでいることがわかった場合には、受検者から預かり、検査の受検を認め、その日の検査終了後に返却する。
万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話等持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には不正行為とみなす。

6 合格者の決定

- (1) 一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項によって総合的に判断して決定する。
- (2) 一般学力検査については、受検者全員について傾斜配点(数学と英語で倍率は2倍)を行う。
- (3) 一般学力検査を重視する方法(一般学力検査:調査書=9:1)により、入学定員の20%(40人)の合格者を決定する。決定方法の優先順位は、この方法より(1)の方法を優先するものとする。
- (4) 面接を実施した場合は、その結果を加えて総合的に判断して決定する。
- (5) 志願者から自己申告書(様式第18号)が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

7 やむを得ない事由(新型コロナウイルス感染症を除く)による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず選抜(Ⅱ)を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事 由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

なお、大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書により確認する。

(1) 手続

令和4年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項34ページ(ア)に示す必要な手続きを令和4年3月9日(水)正午までに行うこと。

(2) 選抜

ア 検査方法 面接（自らの学びに関する面談方式を含む）

イ 実施期日及び時間割等

3月11日（金）		
時 限	時 刻	検 査 等
	9：00 9：20	集合・注意
第1時限	9：30 ～	面 接

ウ 実施場所 本校

エ 携行品 a 追検査受検承認（不承認）通知書（様式第22号）

b 選抜（Ⅱ）における携行品（5（4））

(3) 合格者の決定

調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。なお、自己申告書（様式第18号）が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。合格者は選抜（Ⅱ）の定員に含めて決定する。

8 新型コロナウイルス感染症に係る追検査

生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、選抜（Ⅱ）を受検できない者に対して追検査を実施します。

追検査（3月11日実施）を受検できる者は追検査（3月11日実施）の受検となり、追検査（3月11日実施）を受検できない者は新型コロナウイルス感染症に係る追検査（3月23日実施）の受検となります。新型コロナウイルス感染症に係る追検査の検査方法等については別に定めます。

9 合格発表

(1) 日 時 令和4年3月15日（火）10時

(2) 場 所 本校

(3) 合格者の発表 3月15日（火）10時から本校の玄関に掲示するとともにホームページに掲載する。また、出身中学校長を経由して合格者本人に合格の通知をする。中学校卒業後5年を超える者が合格した場合は、合格者本人に直接合格の通知をする。なお、電話による選抜結果や合否の問い合わせには応じない。

(4) 請書又は辞退届の提出

合格者は、次のとおり請書又は辞退届を本校校長に提出しなければならない。

辞退届：令和4年3月16日（水）11時まで

請 書：令和4年3月16日（水）15時まで

なお、この日時までに提出がない場合は、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

(5) 繰上げ合格の実施

合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰上げて合格者を決定する場合がある。なお、その場合には、3月16日（水）13時までに中学校長を経由して受検者本人に連絡する。中学校卒業後5年を超える者の場合は、受検者本人に直接連絡する。

(6) そ の 他 本校ホームページ (<http://www.onomichikita-h.hiroshima-c.ed.jp/>) に合格者受検番号を3月15日（火）10時から14時まで掲載するが、必ず本校の掲示または合格通知書で確認すること。

10 新型コロナウイルス感染症等に対する感染予防の留意点

(1) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症等への感染予防（手洗い、咳エチケット[マスクの着用]、3つの密[密閉・密集・密接]の回避等）に気を配り、体調管理に努めてください。

(2) 入学者選抜当日は、マスクを持参し、検査中を含めてマスクを着用してください。

- (3) 検査当日、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節をしやすい服装等の工夫をお願いします。
- (4) 入学者選抜当日の朝に、必ず検温をしてください。37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある場合は、医療機関を受診してください。なお、当日、37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある場合でも、前日までに医療機関を受診して、PCR検査の結果が陰性である場合又はPCR検査の必要がないと診断された場合は、当日、出身中学校又は本校に申し出てください。この場合は、別室での受検となります。

11 その他

選抜の結果、合格者とならなかった者が、選抜（Ⅲ）を受検する場合は、改めて所定の手続をすること。

12 選抜（Ⅱ）における学力検査の結果及び調査書の評定に係る簡易開示

(1) 開示対象

選抜（Ⅱ）における一般学力検査の結果及び調査書の評定

(2) 開示内容

- ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計
- イ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

(3) 開示請求対象者

選抜（Ⅱ）の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）

(4) 本人等であることの確認

令和4年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項の96ページ別表第2に示す書類の提示により確認する。なお、受検票は本人を確認する書類のひとつとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。

(5) 開示期間

令和4年3月24日（木）から4月25日（月）までとする。（ただし、日曜日、土曜日及び本校が定める振替休日等を除く。）

受付時間は9時から16時までとする。（ただし、12時15分から13時00分までの間を除く。）

(6) 開示場所

本校（受付窓口は事務室）

(7) 開示手続

- ア 請求者は、本人等であることを確認する書類を持参の上、本校において口頭で開示の請求をする。
- イ 高等学校長は、上記書類により請求者が正当な請求者であることを確認した後、原則として閲覧により開示する。ただし、請求者が了解する場合は、口頭により開示することもできる。

2 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

令和4年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項に基づき実施する。

3 選抜（Ⅲ）

実施の有無については、令和4年3月17日（木）10時に本校で公表する。なお、実施する場合には、令和4年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項に基づき実施する。

1 出願期間 令和4年3月18日（金）から3月22日（火）正午まで

なお、郵便による提出はできない。

2 実施期日及び時間割等

3月23日（水）		
時 限	時 刻	検 査 等
	9：00 9：20	集 合 ・ 注 意
第1時限	9：30 10：20	作 文
第2時限	10：40 ～	面 接

3 合格発表 令和4年3月24日（木）10時